

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
の翌日)ときは、
の翌日)

◇ 条 例

目 次

- 鳥取県飼料検定条例
- 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県漁業協同組合併助成条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県飼料検定条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第六号

鳥取県飼料検定条例

(目的)

第一条 この条例は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「法」という。）第四条第一項後段の規定に基づき、県内において生産された飼料で法第三条第一項の公定規格（以下「公定規格」という。）が定められている種類のものについて、県が公定規格による検定（以下「検定」という。）を行うことにより、飼料の品質の改善を図ることを目的とする。

(検定の申請)

第二条 検定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に検定の申請をしなければならない。

(手数料)

第三条 検定を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

別表(第三条関係)

区 分	金 額
配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和五十一年政令第百九十八号。以下「令」という。)第一条第一号又は第二号に掲げる動物に使用されるもの	一件につき 二四、〇〇〇円
配合飼料で令第一条第四号に掲げる動物に使用されるもの	一件につき 一六、〇〇〇円
とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	一件につき 八、〇〇〇円
フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	一件につき 一八、〇〇〇円
魚粉	一件につき 一一、〇〇〇円
フェザーミール	一件につき 一四、〇〇〇円

備考 この表において「配合飼料」とは、法第三条第一項の規定によりその栄養成分量のすべてにつき公定規格が定められた飼料をいう。

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第七号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十条の規定に基づき、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 鳥取県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。

名 称	位 置	設 置 目 的
鳥取県立鳥取青年の家	鳥取市	集団宿泊訓練を通じて青少年の健全な育成を図るものとする。
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡赤碕町	自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練を通じて少年の健全な育成を図るものとする。

(職員)

第三条 青少年社会教育施設に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(目的外の利用)

第四条 教育委員会は、必要があると認めるときは、青少年社会教育施設を第二条に規定する目的以外の目的に利用させることができる。

(利用の許可)

第五条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第六条 青少年社会教育施設の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

別表(第六条関係)
一 施設使用料

施設		区分		金 額	
				宿泊する場合	宿泊しない場合
鳥取県立鳥取青年の家	一般人	その他	一人一泊につき 一〇〇円	一人一日につき 五〇円	
		青年	一人一泊につき 一〇〇円	一人一日につき 五〇円	
	高等学校の生徒及び学生	その他	一人一泊につき 二〇〇円	一人一日につき 五〇円	
		青年	一人一泊につき 二〇〇円	一人一日につき 五〇円	
鳥取県立船上山少年自然の家	一般人	その他	一人一泊につき 三〇〇円	一人一日につき 一〇〇円	
	青年	一人一泊につき 二〇〇円	一人一日につき 一〇〇円		

2 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。
(管理の委託)

第七条 教育委員会は、鳥取県立船上山少年自然の家の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県教育文化財団に委託する。
(教育委員会規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。
- 鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十五号)は、廃止する。

二 シーツ使用料

シーツの洗たくに要する費用を勘案して知事が定める額

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第八号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「四、〇四二人」を「四、〇七二人」に、「六〇六人」を「六三六六人」に改め、同項第九号中「九一人」を「八九人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第九号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の七項を加える。

（県民税の法人税割の税率の特例）

50 昭和五十二年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割及び同期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税割に係る法人税割（清算中の各事業年度に係る法人税割及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税割に係る法人税割を含む。次項において「清算所得に係る法人税割」という。）の税率は、第三十九条の規定にかかわらず、百分の六・二とする。

（中小法人等に対する県民税の法人税割の不均一課税）

51 法人のうち、資本の金額若しくは出資金額が一億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第二十九条第六項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税割額が年四百万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割及び清算所得に係る法人税割の額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に六・二分の一を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

52 前項の規定を適用する場合において、資本の金額若しくは出資金額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、法第五十二条第二項第一号に掲げる日の現況によるものとする。

53 附則第五十一項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年四百万円以下であるかどうかの判定は、法第五十七條第一項（法第一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

54 法人税額の課税標準の算定期間が一年に満たない法人に対する附則第五十一項の規定の適用については、同項中「年四百万円」とあるのは、「四百万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。

55 附則第五十一項の規定を適用する場合において、法人税法第七十一條第一項（同法第四十五條において準用する場合を含む。）又は第八十八條の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年四百万円以下であるかどうかの判定は、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割額として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数で除して得た額に十二を乗じて計算した金額によるものとする。

56 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

附 則

1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一條第一項（同法第四十五條において準用する場合を含む。）又は第八十八條の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が当該申告書の提出期

限までに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三條第一項前段の規定により県民税の申告書を提出する場合における改正後の鳥取県条例附則第五十項の規定は、当該申告に係る事業年度開始の日から六月を経過した日の前日がこの条例の施行の日以後となるものから適用する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表肢体不自由者更生施設の項中

鳥取県立第一更生指導所
鳥取県立第二更生指導所

気高郡鹿野町	を	鳥取県立身体障害者更生指導所	鳥取市
鳥取市			

に改め、同項の次に次のように加える。

身体障害者療護施設	鳥取県立身体障害者療護園	鳥取市
-----------	--------------	-----

第八条の表肢体不自由者更生施設の項中「鳥取県立第二更生指導所」を「鳥取県立身体障害者更生指導所」に改め、同項の次に次のように加える。

身体障害者療護施設	鳥取県立身体障害者療護園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに収容者の治療及び養護に関する事務
-----------	--------------	----------------	----------------------------

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

区 分	金 額
健 康 診 断	一件につき 九〇〇円
死 体 検 案	一件につき 一、〇〇〇円
変 死 体 検 案	一件につき 二、〇〇〇円

別表第二中「二〇〇円」を「五〇〇円」に、「四〇〇円」及び「六〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例中第二条及び第八条の改正規定は昭和五十二年五月一日から、別表第一及び別表第二の改正規定は同年四月一日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十一号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

一 診断料及び検案料

区 分	金 額
健 康 診 断	一件につき 九百円
恩 給 年 金 診 断	一件につき 九百円
子 宮 が ん 集 団 検 診	一人につき 九百円の範囲内において、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額
死 体 検 案	一件につき 千円
変 死 体 検 案	一件につき 二千円

別表第二(第三条関係)

区 分	金 額
普通診断書	一通につき 五百円
健康診断書	一通につき 五百円
恩給年金診断書	一通につき 二千円

鳥取県立中央病院	個室		鳥取県立厚生病院	個室	
	甲	乙		甲	乙
	一床一日につき 五千円	一床一日につき 二千五百円		一床一日につき 二千円	一床一日につき 千円

三 特別入院施設料 額

- 二 分べん料
 - 1 単胎の場合
 - 三万六千円(午後五時から翌日の午前八時三十分までの間にあつては、四万八千円)
 - 2 多胎の場合
 - 1の金額に一胎児を除く胎児一胎児につき一万八千円を加算した

死亡診断書	一通につき 千円
死体検案書	一通につき 千円
変死体検案書	一通につき 千円
生命保険金受領診断書	一通につき 二千五百円
通院入院証明書	一通につき 五百円
療養費支払証明書	一通につき 五百円
自動車損害賠償責任保険医療証 証明書	一通につき 二千円
通院入院証明書、療養費支払証明書及び自動車損害賠償責任保険医療証明書以外の証明書	一通につき 五百円

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県漁業協同組合併助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十二号

鳥取県漁業協同組合併助成条例の一部を改正する条例

鳥取県漁業協同組合併助成条例(昭和四十二年十月鳥取県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「みたす」を「満たす」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号及び第七号中「三万六千円」を「四万七千円」に改める。

第五条第二号中「三万六千円」を「四万七千円」に、「六万五千円」を

「八万千円」に改める。

第十九条第三項中「六万五千円」を「八万千円」に、「三万六千円」を「四万七千円」に改める。

第十九条の二第二項中「十六万三千円」を「十八万六千円」に改める。

第二十一条第二項の表中「六万五千円」を「八万千円」に、「九万一千円」を「十一万千円」に、「三万六千円」を「四万七千円」に改める。

附則第四項中「六万五千円」を「八万千円」に改める。

附則第五項中「三万六千円」を「四万七千円」に改める。

附則第八項中「六万五千円」を「八万千円」に、「九万一千円」を「十一万千円」に、「三万六千円」を「四万七千円」に、「五万六千円」を「六万九千円」に改める。

附則第九項中「十六万三千円」を「十八万六千円」に、「十九万五千円」を「二十二万六千円」に改める。

別表第一の第一種県営住宅の表中

五十二年	緑が丘第五	八頭郡智
五十一年	緑が丘第五	八頭郡智

頭町大字智頭	七	を
五十一年	末恒第六	鳥取市美萩野
五十一年	青木第六	米子市永江
五十一年	和田	倉吉市馬場町
五十一年	余子第五	境港市誠道町

勝寺	市			
一	三	二〇	二	五

に改める。

御崎
二

を

大字智頭	一丁目			
七	五六	六四	二四	二四

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

五輪

五十二年	五十二年	五十二年	五十二年	五十二年
浜の上第一	国安南	五輪第二	法勝寺	浜の上第二
西伯郡中山町御崎	鳥取市国安	八頭郡佐治村大字古	西伯郡西伯町大字法	西伯郡中山町御崎

五十二年 浜の上

西伯郡中山町

別表第二の表中

美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、賀露港、西品治第一及び西品治第二

美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、賀露港、西品治第一、西品治第二及び国安南

五輪

五輪第一及び五輪第二

境港第一及び境港第二

境港市

境港第一及び境港第二

境港市

法勝寺

西伯町

浜の上

浜の上第一及び浜の上第二

に改める。

附則

1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第四条第六号及び第七号、第五条第二号並びに附則第四項及び第五項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定 公布の日
- 二 第十九条第三項、第十九条の二第一項、第二十一条第二項並びに附則第八項及び第九項の改正規定 昭和五十二年四月一日
- 三 別表第一及び別表第二の改正規定 規則で定める日
- 2 この条例の公布の日(以下「施行日」という。)前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に依じて入居の申込みをした者に係る鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第五条第二号に規定する収入の基準については、改正後の条例第二条第八号及び第五条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。改正前の条例第四条に規定する事由がある場合において、施行日前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る条例第五条第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。
- 3 施行日から昭和五十二年三月三十一日までの間において県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同年四月一日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に依じて入居の申込みをした者に係る条例第五条第二号に規定する収入の基準については、改正後の条例第二条第八号の規定にかかわらず、同年三月三十一日以前に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に依じて入居の申込みをした者に係る収入の基準の例による。
- 4 改正後の条例第四条に規定する事由がある場合において、施行日から昭和五十二年三月三十一日までの間において県営住宅の入居の申込みが

され、かつ、同年四月一日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る条例第五条第二号に規定する収入の基準については、改正後の条例第二条第八号の規定にかかわらず、同年三月三十一日以前に入居者の決定がされることとなる場合における当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の基準の例による。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十四号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五条第二号中「十六万三千元」を「十八万六千元」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十五号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三五人」を「三六人」に、「六五人」を「六八人」に、「四一九人」を「四二四人」に、「四七六人」を「四六七人」に改め、同項第二号中「二三五人」を「二三四人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十六号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第一条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「教育委員会は」を「知事は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第五条中「市及び町」を「者」に改め、同条の表鳥取県営大山ジャンプ台の項の次に次のように加える。

鳥取県営鳥取武道館

財団法人鳥取県教育文化財団

（鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和四十七年七月鳥取県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「教育委員会は」を「知事は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十七号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中「四十ヘクタール」を「四十二ヘクタール」に改める。

別表の一の表中「七円」を「十円」に、「十四円」を「二十円」に改め、別表の二の表中「六千円」を「七千五百円」に、「六千五百円」を「八千円」に、「八千円」を「九千五百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】